

## 第17章 第15章及び第16章の意見についての事業者の見解

### 17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第15章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は0件であった。

### 17.2 知事の意見と事業者の見解

第16章に示す知事の意見と、これに対する事業者の見解は、表17.2-1に示すとおりである。

表17.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
1 全般的事項	<p>(1) 資材運搬等の車両の走行が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。</p> <p>なお、計画地周辺において、事業の進行と並行して県道行田蓮田線バイパス（以下「バイパス」という。）工事が行われる場合、交通集中による渋滞が生じる可能性があることから、バイパス工事の進捗状況を踏まえた運行管理に努めること。</p>	<p>資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動に係る整合を図るべき基準等を満足するよう、環境保全措置として計画的な作業・運行を行います。</p> <p>また、本事業の工事期間中にバイパス整備工事が行われる場合には、事業主体である埼玉県及び関係機関と協議・調整の上、バイパス工事の進捗状況も踏まえた計画的な作業・運行となるよう努めます。</p>
	<p>(2) 計画地内の大部分を盛土造成する計画であるが、現在計画地は流域水循環における緩衝機能を持った畑地や水田が広がっていること、近年頻発するゲリラ豪雨等による予測以上の時間雨量が発生する可能性も考慮し、周辺河川において氾濫被害が生じないように関係機関と協議し、その結果に応じて必要な対策を検討すること。</p>	<p>計画区域の盛土造成計画に関して、基本設計段階において河川管理者と協議を行っており、河川管理上の問題はない旨を確認していることから対策等の検討は行っておりません。今後は、河川堤防整備の事業主体である埼玉県と連携し、実施設計段階における関係機関等との協議を踏まえ、必要に応じて対策等の検討を行います。</p>
	<p>(3) 計画地には、希少種のコギシギも確認される水田環境が広がっているが、大部分を盛土造成した場合には、これらが消失することとなる。そのため、公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。</p>	<p>計画区域内の街区公園は、基本設計段階において河川堤防や緑地帯等により街区公園を繋ぐことにより計画区域を周遊できるような配置としており、地域住民が散歩やジョギングなどに利用できるように設計、配置をしています。街区公園の内容は、今後検討していくものですが、公園利用や防災、維持管理を踏まえて、計画区域内の現況の環境として湿地環境や高茎草地の創出は困難と考えています。また、これまでの地域住民への事業計画の説明においては、原風景や現況の環境の創出という要望は出ておりません。そのため、今後、地域住民から要望等が出た際には、将来管理者や関係機関と協議を行い、現況の環境の創出が可能か検討を行うこととします。</p>

表 17.2-2(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
1 全般的事項	<p>(4) 温室効果ガス排出量の抑制については、国の排出削減目標（NDC）や、県のカーボンニュートラル宣言等との整合性が図られるよう造成事業を行うこと。また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。</p>	<p>工事中の温室効果ガス等は、実行可能な範囲で国の排出削減目標等との整合が図れるよう排出を抑制した造成工事を行います。供用時には、進出企業に対して温室効果ガス等の排出が抑制されるよう、再生可能エネルギーの導入等を検討することを要請していきます。また、その際には蓮田市環境保全条例に基づく環境保全協定の締結にも努めていきます。</p>
	<p>(5) 進出予定企業の業種のうち流通業については、物流施設稼働に伴う夜間の照明による生態系、景観への影響が想定される。計画地周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、また設置される街路灯の位置等については、これら環境要素に配慮したものとなるよう指導すること。</p>	<p>進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の生態系及び景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請します。これらは供用時の環境保全措置として、「10.8 動物」、「10.9 植物」、「10.10 生態系」、「10.11 景観」に追記しました。</p>
	<p>(6) 計画地は、蓮田市の市境に位置し、複数の市町と隣接しており、事業に伴う周辺地域への影響も大きいことから、本事業計画について、隣接する市町を含む地域住民とのコミュニケーションを十分に図ること。</p>	<p>隣接する市町においては説明会の参加や意見書等の提出はありませんでしたが、計画区域は蓮田市の市境に位置していることから、必要に応じて、説明会の開催等を検討し、事業に対する理解・協力が得られるようにコミュニケーションを図ることに努めます。</p>
2 大気質、騒音・低周波音及び振動	<p>自動車交通の発生における予測結果において、計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されることによる交通量の変化が考慮されていない。 道路形状や幅員が類似している他事例の現況値や将来予測交通量を踏まえ、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p>	<p>バイパス整備は埼玉県が事業主体であり、評価書作成時点では整備時期は未定であるため、供用時の自動車交通の発生に伴う影響の予測ではバイパス整備による複合的な影響を考慮していません。ただし、本事業の基本設計段階においてバイパス整備に伴う交通量変化の検討を行っているため、参考として、予測に用いた将来交通量との比較を行いました。その結果、全地点で予測に用いた将来交通量の方が多かったものの、大型車の割合ではバイパス整備後の将来交通量の方が高い地点がありました。そのため、この地点における自動車交通の発生に伴う大気質・騒音・振動の予測・評価を行った結果、いずれの項目も整合を図るべき基準等を満足する結果となりました。なお、バイパス整備に伴う将来交通量は参考値となるため、この予測・評価結果は参考として「資料編 9. 供用時のバイパス整備による影響について」に追記しました。</p>

表 17.2-3(3) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
3 水質	<p>(1) 計画地内に調節池を設置する計画であるが、地下水位の低下に伴う周辺河川への流出量の減少により、周辺河川の水質が悪化することが懸念されるため、継続的な観測を行うなどの環境保全措置の実施を検討すること。</p>	<p>供用時には計画区域内の浸透能力が減少することが予測されるため、工事着手前から観測井を設置し、地下水位を継続的に観測することとします。また、環境保全措置を講じることで地下水位への影響を出来る限り低減することとしています。ただし、進出企業の業種が未定であることから、事後調査として水質調査（進出企業の施設からの排水による影響が大きいと想定される時期）を実施します。</p>
	<p>(2) 施設の稼働に伴う排水について、水質汚濁防止法等の規制基準よりも厳しい条件で予測していることから、環境保全措置については、生物化学的酸素要求量（BOD）を10mg/L以下とするなど、当該予測条件を適用する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>供用時の環境保全措置として「10.5水質」に追記しました。</p>
4 水象	<p>盛土造成計画においては、周辺河川への流出や地下水位に対する影響を考慮し、計画地外から搬入する盛土材料について、できる限り計画地と同様の地層、地質からの土砂とすること。</p>	<p>計画区域外から搬入する盛土材料は、今後の関係機関協議等において調整していくこととなり、その際には出来る限り同様の地層や地質からの土砂となるよう調整していきます。</p>
5 地盤	<p>盛土造成計画において事業敷地境界付近に盛土高が高い地点があり、その周辺への影響が懸念されることから、盛土造成の計画範囲を敷地境界から離れた計画地内側までにとどめることや敷地境界付近の盛土高を低くする等の対応を検討し、安全性を担保すること。</p>	<p>盛土造成計画における造成高さは、防災の観点から浸水の防止を目的として洪水ハザードマップに対応した高さとしています。そのため、計画区域の敷地境界近くまで盛土を行う計画としますが、盛土工指針に基づく適切な法面勾配を採用した設計を行い、安全性を確保します。</p>
6 動物、植物及び生態系	<p>計画地は、県東部地区において、カヤネズミ、草地性チョウ類等が生息する貴重な河川生態系を有している。そのため、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。</p>	<p>造成地の存在（土地の改変）により、カヤネズミや草地性チョウ類等の生息環境の一部は消失することとなります。しかし、これらの種は計画区域外の生息環境においても生息を確認しており、計画区域外に主な生息環境は残存することから、生息環境への影響は小さいものと予測しています。また、環境保全措置として公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定することや進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図ることなどを要請することにより、出来る限り多種多様な動植物が保全されるように努めていきます。</p>

表 17.2-4(4) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
7 景観	<p>進出企業による大規模建築物の立地が想定されるため、計画地の敷地境界付近にある雑木林、綾瀬川及び元荒川の景観に大きな変化が生じることが予想される。</p> <p>計画地本来の農村景観を生かした景観となるよう、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう指導すること。</p>	<p>計画区域の敷地境界には緩衝緑地帯を設置し圧迫感の低減に努めるほか、進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用することや計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮することを要請することで景観への影響の緩和に努めていきます。</p>
8 史跡・文化財	<p>計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に新たに遺跡が見つかることも想定される。</p> <p>開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>計画区域内で新たな埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき、関係機関と協議の上、適切な対応を行います。</p>
9 事後調査	<p>(1) 大気質 進出予定企業の業種を製造業、流通業としていることから、進出企業が事業活動を開始すると、走行車両に占める大型車（貨物車両）の割合が増加することが想定される。</p> <p>計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を行うこと。</p> <p>(2) 騒音・低周波音及び振動 計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。予測値は現況値や既存道路での将来予測交通量を基とした予測結果であることから、計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、当該不確実性を考慮し、バイパス開通による複合的な影響について事後調査により確認し、必要に応じて、バイパス工事の事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討すること。</p>	<p>供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、進出企業の業種が未定であるため、事後調査を実施し、影響の程度を把握することとしています。なお、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要に応じて速やかに適切な追加の環境保全措置等を検討し、進出企業に対し改善を要請していきます。</p> <p>バイパス整備時期は未定であるため、供用時の自動車交通の発生に伴う影響の予測ではバイパス整備による複合的な影響を考慮していません。また、事後調査においては、実施する時点でのバイパス整備計画の進捗を踏まえ、事業主体である埼玉県と連携し、必要に応じて実施時期を調整するとともに、環境保全措置の検討を行うこととします。</p>

表 17.2-5(5) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
9 事後調査	<p>(3) 水質</p> <p>周辺河川のうち、特に綾瀬川については、計画地付近に源流があるため流量が少ないことから、本事業に伴う汚水等の流入の影響を受けやすく、その変動による影響（負の効果）が大きくなると想定される。</p> <p>また、現況調査結果は本事業の影響を受けていない状況下での調査結果であり、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴う流量減少も想定される。</p> <p>については、予測評価の不確実性を考慮し、綾瀬川において、事後調査により著しい水質の汚濁が確認された場合には、更なる汚濁物質の流入を低減させるための環境保全措置を講じること。</p>	<p>供用時には計画区域内の浸透能力が減少することが予測されるため、工事着手前から観測井を設置し、地下水位を継続的に観測することとします。また、環境保全措置を講じることで地下水位への影響を出来る限り低減することとしています。ただし、進出企業の業種が未定であることから、事後調査として水質調査（進出企業の施設からの排水による影響が大きいと想定される時期）を実施します。事後調査の結果、著しい影響が確認された場合には、必要に応じて速やかに適切な追加の環境保全措置等を検討し、進出企業に対して改善を要請してまいります。</p>
	<p>(4) 動物及び植物</p> <p>計画地内の水田環境が消失するため、希少動物・植物の代償措置について、物流施設稼働に伴う騒音や夜間の照明による影響を考慮の上、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。</p> <p>また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>なお、事後調査に当たっては、準備書で示されている保全すべき種に加え、地域の環境を代表する種についても、造成地の存在（公園整備による緑地創生及び湿地環境の創出を含む）に伴う動物及び植物の生息、分布状況への影響について把握することを検討すること。</p>	<p>ニホンアカガエルの代償措置は、現況の繁殖場所や地権者事情等により令和5年3月に実施しました。代償措置後の生息状況の確認は令和6年にも実施予定であり、この結果を踏まえ、専門家等からの助言を受けつつ、関係機関と協議の上、管理手法等を検討します。コギシギシの代償措置は、事前の生育確認で生育個体を確認でき次第、専門家等からの助言を受けつつ、関係機関と協議の上、移植や管理手法等を検討します。事後調査においては、代償措置の効果を確認するとともに、確認結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、講じることとします。また、効果の確認にあたっては、補足的に対象箇所周辺において地域の環境を代表する種の生息、生育状況を把握することに努めます。</p>
	<p>(5) 史跡・文化財</p> <p>造成地の存在による影響について、実施予定としている発掘調査を事後調査として位置付けることを検討すること。</p>	<p>実施予定の発掘調査は、文化財保護法、埼玉県文化財保護条例等に基づき適切に対応することで不確実性はないと考えられるため、事後調査としての位置付けは行いません。ただし、計画区域内に2つの埋蔵文化財包蔵地が含まれることから、試掘結果の概要を「資料編 10. 試掘調査結果等」に追記しました。</p>